

問1

Check!

(令和元年 ㊦問題1)

次の文章は、「電気事業法」に基づく電気事業に関する記述である。

- a 小売供給とは、 (ア) の需要に応じ電気を供給することをいい、小売電気事業を営もうとする者は、経済産業大臣の (イ) を受けなければならない。小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な (ウ) 能力を確保しなければならない。
- b 一般送配電事業とは、自らの送配電設備により、その供給区域において、 (エ) 供給及び電力量調整供給を行う事業をいい、その供給区域における最終保障供給及び離島の需要家への離島供給を含む。一般送配電事業を営もうとする者は、経済産業大臣の (オ) を受けなければならない。

上記の記述中の空白箇所(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)及び(オ)に当てはまる組合せとして、正しいものを次の(1)～(5)のうちから一つ選べ。

	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
(1)	一般	登録	供給	託送	許可
(2)	特定	許可	発電	特定卸	認可
(3)	一般	登録	発電	特定卸	許可
(4)	一般	許可	供給	特定卸	認可
(5)	特定	登録	供給	託送	認可

解1 解答(1)

電気事業法第2条(定義)、第2条の2(事業の登録)、第2条の12(供給能力の確保)および第3条(事業の許可)からの出題で、それぞれ、次のように規定されている。

① 第2条(定義)第1項第一号および第八号

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 小売供給 一般の需要に応じ電気を供給することをいう。

八 一般送配電事業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業(発電事業に該当する部分を除く。)をいい、当該送電用及び配電用の電気工作物により次に掲げる小売供給を行う事業(発電事業に該当する部分を除く。)を含むものとする。

イ その供給区域(離島(その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限る。ロ及び第21条第3項第一号において単に「離島」という。)を除く。)における一般の需要(小売電気事業者又は登録特定送配電事業者(第27条の19第1項に規定する登録特定送配電事業者をいう。)から小売供給を受けているものを除く。ロにおいて同じ。)に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給(次項第二号、第17条及び第20条において「最終保障供給」という。)

ロ その供給区域内に離島がある場合において、当該離島における一般の需要に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給(以下「離島供給」という。)

② 第2条の2(事業の登録)

小売電気事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない。

③ 第2条の12(供給能力の確保)第1項

小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

④ 第3条(事業の許可)

一般送配電事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

問2

Check!

(平成26年 ㊦ 問題1)

次の文章は、「電気事業法施行規則」における送電線路及び配電線路の定義である。

- a. 「送電線路」とは、発電所相互間、変電所相互間又は発電所と (ア) との間の (イ) (専ら通信の用に供するものを除く。以下同じ。) 及びこれに附属する (ウ) その他の電気工作物をいう。
- b. 「配電線路」とは、発電所、変電所若しくは送電線路と (エ) との間又は (エ) 相互間の (イ) 及びこれに附属する (ウ) その他の電気工作物をいう。

上記の記述中の空白箇所(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)に当てはまる組合せとして、正しいものを次の(1)~(5)のうちから一つ選べ。

	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
(1)	変電所	電線	開閉所	電気使用場所
(2)	開閉所	電線路	支持物	電気使用場所
(3)	変電所	電線	支持物	開閉所
(4)	開閉所	電線	支持物	需要設備
(5)	変電所	電線路	開閉所	需要設備

問3

Check!

(平成21年 ㊦ 問題1)

次の文章は、「電気事業法」の目的についての記述である。

この法律は、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を (ア) することによつて、 (イ) の安全を確保し、及び (ウ) の保全を図ることを目的とする。

上記の記述中の空白箇所(ア)、(イ)及び(ウ)に当てはまる語句として、正しいものを組み合わせたのは次のうちどれか。

	(ア)	(イ)	(ウ)
(1)	規定	公共	電気工作物
(2)	規制	電気	電気工作物
(3)	規制	公共	環境
(4)	規定	電気	電気工作物
(5)	規定	電気	環境

解2 解答 (5)

電気事業法施行規則第1条第2項第二号および第三号からの出題で、次のように規定されている。

「送電線路」とは、発電所相互間、変電所相互間又は発電所と変電所との間の電線路（専ら通信の用に供するものを除く。以下同じ。）及びこれに附属する開閉所その他の電気工作物をいう。

「配電線路」とは、発電所、変電所若しくは送電線路と需要設備との間又は需要設備相互間の電線路及びこれに附属する開閉所その他の電気工作物をいう。

解3 解答 (3)

電気事業法第1条（目的）からの出題で、本条では次のように規定されている。

この法律は、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ることを目的とする。